

災害時における保育所等の対応基準について

1 経緯及び目的

本市では、原則開所であった自然災害発生時（大雨・台風等）の保育所等の対応を、「災害時における保育所等の対応について（通知）」（平成 29 年 9 月 15 日付）において、施設長の判断で自宅待機等の措置がとれるよう見直されました。近年、災害が頻発・甚大化するに伴い、緊急を要する判断が必要になることから、市内各保育施設の所在する地区に避難情報が発令された場合の対応について基準を定めることにいたします。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、市民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『「警戒レベル 3」避難準備・高齢者等避難開始』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	市民がとるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル 4	・速やかに避難 ・命を守る避難行動をとる。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル 3	・避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児等）とその支援者は避難 ・その他の人は避難準備	避難準備・ 高齢者等避難開始
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により避難行動の確認をする。	
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	

3 保育所等の対応基準

「市民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は次のとおりとします。

なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設とします。

(1) 避難情報等発令時の対応

①開園時刻までに発令

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （避難準備 ・高齢者等避難開始）	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ家庭での保育が可能な場合は、登園を控えるように、また、登園する場合は「早急な迎えの依頼」に対応できるように連絡をする。
警戒レベル4 （避難勧告） （避難指示（緊急）） 警戒レベル5 （災害発生情報）	<ul style="list-style-type: none"> 当該日は、原則、休園とする。 保護者への休園の連絡をする。

②開園時間中に発令

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （避難準備 ・高齢者等避難開始）	<ul style="list-style-type: none"> 保護者へ「避難情報の発令」と「安全を確保しつつ、迎えの依頼」を連絡する。
警戒レベル4 （避難勧告） （避難指示（緊急）） 警戒レベル5 （災害発生情報）	<ul style="list-style-type: none"> 当該日は、原則、休園とする。 保護者へ「休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎えの依頼」を連絡する。 在園児は、原則、予め保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。 ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

(2) 避難情報等発令解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前6時まで解除	<ul style="list-style-type: none"> 開園（開園時間及び給食の有無は園の判断）
午前6時から 開園時刻までに解除	<ul style="list-style-type: none"> 原則開園。ただし状況により休園する。（開園時間及び給食の有無は園の判断） 休園の場合は、保護者への休園の連絡をする。
（保育時間中に避難情報が発令され） 保育時間中に解除	<ul style="list-style-type: none"> 原則、休園とする。 災害状況等に応じた対応を行う。